

男女府第 2 0 9 4 号  
平成 2 8 年 2 月 1 8 日

各消費生活協同組合（連合会） 代表理事 様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長  
( 公 印 省 略 )

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の  
推進に関する対応指針」について（情報提供）

標記について、別添のとおり厚生労働省から情報提供がありましたので、お知らせします。

平成 27 年 11 月 13 日付け男女府第 1824 号で「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」を、12 月 4 日付け男女府第 1880 号で「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」をそれぞれ送付しましたが、この度、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が決定されましたので、障害を理由とする差別を解消するための取組の参考として送付します。

なお、送付資料等は下記ホームページにも掲載しています。

記

ホームページ : <http://www.pref.osaka.jp/danjo/seikyoku/>

|   |
|---|
| 担 当 : 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課<br>府民協働グループ 馬本<br>電 話 : 0 6 - 6 2 1 0 - 9 2 6 7<br>F A X : 0 6 - 6 2 1 0 - 9 3 2 2 |
|---|